

令和3年8月15日(日) 8時20分発表

記者発表資料 (第11報)

佐賀国道事務所では、緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、指定道路区間を指定し、本日、車両等の移動等を行うこととしましたのでお知らせします。

この度、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、15日(日)6時に指定した下記区間において、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

路線名	指定する道路区間
国道34号	佐賀県鳥栖市永吉町～同県嬉野市嬉野町

※作業スケジュール

- ・ 国道34号 8:20～ 作業開始予定 (該当車両数は調査中)

問い合わせ先



国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所 防災室
技術副所長 今里
計画課長 岩熊

TEL 0952-32-1151

